

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 9 5 9 号)

平成 2 3 年 9 月 1 3 日

横 情 審 答 申 第 959号

平 成 23年 9 月 13日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年10月14日都市調第352号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について
（いわゆる12街区分）荏田東4丁目特定地番」の非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（いわゆる12街区分）荏田東4丁目特定地番」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（いわゆる12街区分）荏田東4丁目特定地番」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年8月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第二地区土地区画整理事業（いわゆる「港北ニュータウン第二地区土地区画整理事業」。以下「本件事業」という。）は、住宅・都市整備公団（当時。現在の独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業である。公団では、本件事業を円滑に進めるため、仮換地を指定する前に所有権、地上権、永小作権等を有する者（以下「土地所有者等」という。）に仮換地の予定地を示すことで合意形成を図る手法を採っていた。本件申立文書は、公団が土地所有者等に示した本件事業における仮換地の予定地の変更に関する文書と解される。
- (2) 本件事業は公団が施行しているので、仮換地の予定地を定め、又は変更した場合には、施行者である公団が土地区画整理審議会の意見を聴いた上で土地所有者等に示していた。
- (3) したがって、施行者である公団が単独で実施する事務に係る文書に関して、施行者ではない横浜市が作成し、又は取得する理由がなく、異議申立人（以下「申立人」という。）が指摘するような仮換地の予定地の変更に関する公団と横浜市の協

議文書についても横浜市が作成し、又は取得する理由がない。

よって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第86条及び第98条の中で換地計画を定め、仮換地の指定を行うのは事業施行者であると定められている以上、情報を有しているのは、規則上は施行者である公団と換地計画の認可権者である神奈川県である。よって、横浜市が本件申立文書を作成することはあり得ないが、横浜市が本件申立文書を取得していると考えている。仮換地の予定地の変更という以上、変更の最終形である仮換地指定に係る情報はもちろん、指定に至るまでの全ての情報を開示してほしい。

(3) なお、横浜市が本件申立文書を取得しているという根拠は、次のとおりである。

ア 本件事業は、横浜市の六大事業の一つとされ、事業計画そのものについても公団と横浜市との間で協議が重ねられており、その際、換地計画の原案がなくては協議ができないはずである。さらに、換地計画が確定しない限り、横浜市の道路計画、造成計画、緑化計画等は成立し得ないという関係にある。したがって、換地計画の変更等については、その都度公団と横浜市の間で密に協議が行われ、変更時には文書も送付されているはずである。

イ 本件事業の場合も、換地処分（登記）を待たずに仮換地指定の時点において、法的根拠に基づいて新しい換地へ固定資産税がかけられており、実際に、仮換地指定調書等が公団から横浜市に送られてきている。

ウ 意見書の資料として提出した仮換地図は、当時、実施機関から交付された図面の一部であるが、実施機関が示した宅地部分については、仮検査（部分検査）と説明されたように記憶している。このことは、横浜市が文書を取得のみならず、使用までしていることを表している。

(4) 横浜市行政文書目録（以下「目録」という。）を確認したところ、本件請求に該当する文書は、都市計画局港北ニュータウン部港北ニュータウン課（平成11年当時。現在の都市整備局都市づくり部地域まちづくり課）に保存されている文書であるこ

とが判明した。

平成23年4月26日付意見書において、資料として添付した平成11年度完結文書に関する目録に黄色のマーカーで示した三つの文書（以下「目録文書」という。）について開示してほしい旨を主張したところ、実施機関が目録文書であるとする文書が情報提供された。しかしながら、情報提供された文書は、平成6年度又は平成7年度完結の文書であって、平成11年度完結の文書ではない。したがって、情報提供された文書は目録文書ではなく、目録文書はほかに存在するはずである。

- (5) 宅地造成工事は、仮換地予定地の変更の最終版が確定しない限り着手できない。宅地造成工事の変更届が提出された回数は43回以上に及ぶ。宅地造成工事の変更の数だけ仮換地予定地の変更も行われたはずであり、横浜市には複数回仮換地予定地の変更に関する文書が提出されていると思われる。

5 審査会の判断

(1) 本件事業について

本件事業は、法第3条の2の規定に基づき公団が施行した土地区画整理事業であり、昭和40年に横浜市の六大事業の一つとして計画策定された。

(2) 土地区画整理事業における仮換地の指定について

法第97条では、「・・・換地計画を変更しようとする場合には・・・都道府県知事の認可を受けなければならない。」と規定している。また、法第98条第1項では、「施行者は、換地処分を行う前において・・・施行区域内の宅地について仮換地を指定することができる。」と規定し、同条第3項では、「・・・あらかじめ、その指定について・・・法第3条の2・・・の規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない・・・。」と規定している。また、法第98条第5項では、「・・・仮換地の指定は、その仮換地となるべき土地の所有者及び従前の宅地の所有者に対し、仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を通知してするものとする。」と規定している。

(3) 仮換地予定地の変更について

仮換地予定地の変更とは、土地区画整理事業において換地設計から仮換地の指定が行われるまでの間に、仮換地の指定を受けることが予定されている土地（以下「仮換地予定地」という。）の位置、形状、面積等の変更に伴い、仮換地予定地の所有権等の範囲の変更（以下「仮換地予定地の変更」という。）が行われることである。

(4) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載から、港北ニュータウン12街区荏田東四丁目特定地番の宅地（以下「本件地番」という。）に係る本件事業における仮換地予定地の変更に関する文書であると解される。

なお、申立人は、異議申立書及び意見書において、本件事業に係る事業計画から仮換地指定に至るまでの文書の開示を求める旨を資料を用いつつ主張しているが、当審査会としては、開示請求書の記載内容からはこれらの文書の開示を請求する趣旨であるとは読み取ることはできなかった。

(5) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件事業の施行者は公団であり、公団が土地所有者等に示した仮換地予定地の変更に関する文書については、施行者ではない横浜市が作成し、又は取得する理由がないため、本件申立文書は、作成し、又は取得していないと主張しているため、当審査会では、平成23年6月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件地番は、横浜市が土地所有者等ではない宅地の地番である。

(イ) 法第71条の3第3項の規定により、土地区画整理事業の施行者は、当該事業計画について、あらかじめ、地方公共団体の長の意見を聴かなければならないとされている。横浜市においては、昭和43年に本件事業を所管する部署として、都市計画局港北ニュータウン建設部（以下「港北ニュータウン建設部」という。）及び現地に港北ニュータウン建設部港北ニュータウン建設事務所を設置し、当該事業計画については港北ニュータウン建設部が横浜市の窓口となり、本件事業に関わる関係各局に照会後、取りまとめの上公団へ回答していた。港北ニュータウン建設部の文書については、現在では、都市整備局都市づくり部地域まちづくり課（以下「地域まちづくり課」という。）が引き継いでいる。

(ウ) 土地区画整理事業において施行者は、施行区域内における従前の宅地について、使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、事業終了後に換地されるべき土地を事業中に指定して、先行して使用収益ができるようにすることができる。このとき指定された土地を仮換地といい、原則としてそのまま権利者に換地処分されることになる。

(エ) 仮換地の指定は、土地区画整理審議会の同意を得て施行者が行うとされている。本件事業は、仮換地の指定のみならず、換地計画の策定など換地の決定、

処分について全て施行者である公団が行った。なお、公団が施行する事業の場合、事業計画や換地処分計画の認可に横浜市が関わることはない。

- (オ) 本件地番のような横浜市が土地所有者等ではない宅地に関して、横浜市が公団から協議を受けていないことは明らかであるが、念のため、本件地番に係る仮換地予定地の変更に係る文書を都市整備局で保有していないことを確認した。したがって、本件申立文書は保有していない。
- (カ) また、申立人が意見書において示した六つの資料は、事業計画や仮換地の指定等に関する資料であり、仮換地予定地の変更に係るものではない。
- (キ) 一方、横浜市が仮換地の指定を受けることが予定されていた土地（以下「市指定予定地」という。）について、仮換地予定地の変更が生じた場合は公団と横浜市との間で協議が行われる。申立人が開示を求めている目録文書は、市指定予定地に係る仮換地予定地の変更協議に関する文書である。
- (ク) なお、目録文書は、本件地番に係るものではないが、永年保存の文書として地域まちづくり課が保有しているため、平成23年4月26日付意見書の提出があった後に申立人に情報提供した。また、都市整備局が保有する文書について改めて探索したところ目録文書と同様の文書がほかにも1文書存在したが、本件地番に係る文書ではなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件地番は、横浜市が土地所有者等ではない宅地の地番であり、このような宅地について横浜市が公団から協議を受けることはないため、本件地番に係る仮換地予定地の変更に係る文書は保有していないと主張している。

しかしながら前記アの実施機関の説明を踏まえると本件地番の仮換地予定地の変更に係る書類は、市指定予定地以外の土地と市指定予定地とでは、それぞれ実施機関が取得する事由が異なることから以下検討する。

(ア) 市指定予定地以外の土地について

法第98条第5項では、仮換地の指定はその仮換地となるべき土地の所有者及び従前の宅地の所有者に対し、仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を通知してするものと規定している。また、実施機関は、本件事業は仮換地の指定のみならず、換地計画の策定など換地の決定、処分について全て施行者である公団が行ったこと及び公団が施行する事業の場合、事業計画や換地処分の認可に関わることはないと説明している。これらのことから、当審

査会としては、市指定予定地以外の土地について横浜市が公団から協議を受けることはないため、本件地番のうち市指定予定地以外の土地に係る仮換地予定地の変更に関する文書を保有していないということについては不合理な点は認められなかった。

(1) 市指定予定地について

実施機関は、本件事業を円滑に進めるために公団では仮換地を指定する前に土地所有者等に仮換地予定地を示すことで合意形成を図る手法を採っていたこと、市指定予定地に仮換地予定地の変更が生じた場合については公団と横浜市の間で協議が行われていたこと及び目録文書は市指定予定地に係る仮換地予定地の変更協議に関する文書であると説明している。

そうであるとする、目録文書が本件地番に係るものであれば本件申立文書に該当すると考えられたため、当審査会において目録文書を見分したところ、当該文書は、平成6年度又は平成7年度当時の港北ニュータウン建設部事業調整課の文書であり、本件地番に係るものではないことが認められた。また、その内容は、関係局の市民局等が所管する市指定予定地に係る仮換地予定地の変更に関する協議文書であった。さらに、事務局をして実施機関に横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）を確認させたところ、本件事業が開始された昭和49年当時から換地処分がされた平成8年までの間、港北ニュータウン建設に係る関係各局との連絡調整に関する事務については、港北ニュータウン建設部が所掌していたとのことであった。

以上のことから、市指定予定地に係る仮換地予定地の変更に係る協議は、港北ニュータウン建設部が関係各局との連絡調整を行い、文書を作成又は取得し、保存していたと考えるのが自然である。また、港北ニュータウン建設部の文書は、現在は、都市整備局が引き継いでいるとの実施機関の説明を覆すに足る事情も特段見受けられない。

また、申立人は、実施機関から情報提供された文書は、平成11年度完結の文書でないため、目録文書ではなく、目録文書はほかにも存在するはずであると主張している。

事務局をして実施機関に確認させたところ、情報提供した文書は平成6年度又は平成7年度に完結した文書であるが、目録文書であることに間違いはないこと及び平成11年度完結の文書として目録に登載されている理由は明確

ではないものの、平成10年度に港北ニュータウン建設部が廃止され、平成11年度に都市計画局開発部に港北ニュータウン課が編入した際に文書の整理を行ったところ、目録に登載されてない文書が発見されたため、平成11年度完結の目録に登載されたものであると推測されるとのことであった。

当審査会において、目録と目録文書が綴じられたファイルの見出しを確認したところ、目録文書のほか平成5年度から平成8年度までに完結した文書についても目録文書と同様に平成11年度完結の文書として目録に登載されていることが認められた。したがって、目録文書は本件事業の終了に伴い港北ニュータウン建設部の文書を整理する中で、平成11年度完結の目録に登載されたものと推測され、実施機関が申立人に情報提供した文書は目録文書であることに間違いはないという説明については、特段不自然な点は認められない。

以上のことを考え合わせると、本件異議申立てを受けて都市整備局の保有する文書を改めて探索した結果、本件地番に係る仮換地予定地の変更に關する文書は存在しないことを確認した上で、本件申立文書は保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、そのほか本件申立文書の存在を推認させる事情は認められなかった。

(ウ) なお、申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年10月14日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会) 平成22年11月11日 (第174回第一部会)	・諮問の報告
平成22年11月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年4月26日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議
平成23年8月5日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年8月9日 (第197回第二部会)	・審議